

繁忙期の住民異動手続きにおける特設会場の設置について

通常、町民課窓口で行っている住民異動手続きを円滑に行うため、繁忙期は特設会場を設置します。

【特設会場の概要】

設置期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月4日（金）

開設時間：午前8時30分～午後5時00分

設置場所：西原町役場 町民広場（東口）

【受付内容】

特設会場では、以下の住民異動手続きが可能です。

転入・転出・転居届

【必要なもの】

- ・転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出届を出した方は不要）
- ・マイナンバーカード（お持ちでない方は、他の本人確認書類）
- ・在留カード（外国人のみ）*お持ちでない方はパスポートをご持参ください

【注意事項】

- ・特設会場では、事前予約は行っていません。
- ・当日は大変込み合います。例年、待ち時間は約3～4時間です。時間に余裕をもってお越しください。

（新築物件に住所登録をされるお客様へ）

以下の必要事項が確認できない場合、当日での住所登録ができない場合があります。

- 1 不動産登記簿をお持ちであるか。
- 2 ライフライン（電気・水道）が開通されているか。
- 3 新住所地には、すでに住んでいるか。（当日住み始めるのであれば可、予定では不可）

（琉球大学の学生寮へ住所登録をされるお客様へ）

- ・学生寮の方書（棟の名称、部屋番号）を事前にご確認のうえ来庁をお願いします。

【問い合わせ先】

西原町役場 町民課 住民年金係

電話番号：098-945-5012